

ご利用サービス（ホームバンキングサービス）の変更内容

1. 入出金明細の照会可能期間の変更 ※2020年12月10日追記

複数のEBサービスをご利用されている場合、以下のとおり組み合わせ次第で、ファミリーサービス、ホームバンキングサービス、PCバンキングサービスにおいて照会可能期間が変更となる場合がございます。

表のとおり、単体でご契約されている場合と複数サービスを併用している場合では、入出金明細の照会可能期間が違いましたが、2021年1月4日以降はそれぞれのEBサービスの照会可能期間に準拠されます。

ご契約サービス	現行の照会可能期間			1/4以降の照会可能期間 (他サービス併用か否かに関わらず)	
	通常 (単体でご契約の場合)	複数サービスを契約している場合 ※WEB:WEB-PC、PC:PCバンキング、 FAX:ファミリーサービス、HB:ホームバンキング			
ファミリー ホームバンキング	3営業日	WEB併用 50営業日	PC併用 10営業日	FAX・HB併用 3営業日	3営業日
PCバンキング	10営業日	WEB併用 50営業日	FAX・HB併用 10営業日		10営業日

2. 休日分入出金明細の照会可能期間の変更

以下のとおり、参照可能期間が1日短くなります。

(変更前) 休日の翌営業日を基準として、**2営業日後**まで照会可能
(変更後) 休日の翌営業日を基準として、**1営業日後**まで照会可能

3. 暗証番号を誤入力した場合の取り扱いの変更

暗証番号を連続して誤入力した場合のお取り扱いが、以下のとおり変更となります。

お取り扱い できなくなる取引	振込振替履歴照会において、暗証番号を規定回数以上連続して誤入力した場合にお取り扱いできなくなる取引 (変更前) 振込振替履歴照会、 振込振替 (変更後) 振込振替履歴照会、 入出金明細照会、残高照会
誤入力回数	暗証番号を連続して誤入力した回数 (変更前) 誤入力規定回数に達していない場合、翌日にリセットされる (変更後) 連続して誤入力した回数は、翌日に繰り越される
解除方法	暗証番号の誤入力により、取引がお取り扱いできなくなった場合の解除方法 (変更前) 翌日に自動解除 (変更後) 窓口に解除申請(暗証番号変更)のお届出が必要

4. 残高・入出金明細等照会の可否

対象サービスで「照会サービス」(残高・入出金明細等の照会)を契約しており、かつ別の対象サービスで「振込振替サービス」のみを契約している場合、利用可能な取引が一部変更となります。

(例) PCバンキングサービスでは「照会サービス」を契約しており、WEB-PCバンキングサービスでは「振込振替サービス」のみを契約している

(変更前)

『「照会サービス」を契約している対象サービス』(下表の①)があれば、
『「振込振替サービス」のみ契約している別の対象サービス』(下表の②)においても、「照会サービス」が利用可能。

	ご契約の対象サービス①	ご契約の対象サービス②	
利用サービス	照会	照会	振込振替
契約有無	○有り	×無し	○有り
利用可否	○可能	○可能	

(変更後)

『「照会サービス」を契約している対象サービス』(下表の①)があっても、
『「振込振替サービス」のみ契約している別の対象サービス』(下表の②)においては、「照会サービス」が利用不可。

	ご契約の対象サービス①	ご契約の対象サービス②	
利用サービス	照会	照会	振込振替
契約有無	○有り	×無し	○有り
利用可否	○可能	×不可	

引き続き、「振込振替サービス」のみを契約している対象サービスにて「照会サービス」の利用をご希望の場合は、お取引店にて契約変更のお手続きをお願いします。